

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年4回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。
弁護士 今津 泰輝

連載 民法（債権法）改正について～定型約款③～

定型約款に関する、残りの規定の費用の継続的な支払義務が発生するといふ条項は、法的拘束力が否定される可能性も十分に存在します。注意が必要です。

不当条項・不意打ち条項の規制

前回ご紹介したとおり、定型約款に関する規定は、相手方が個別の条項の内容を了解していなかったとしても、定型約款の条項が契約の内容になることを規定するものです。他方で、定型約款を準備した側に著しく有利な条項（不当条項）や、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができない条項（不意打ち条項）については、定型約款が契約の内容になった場合であっても、当該条項の法的拘束力は否定されることも明記されました。

定型約款を変更するための要件

一般的には、契約の内容を変更するには、原則として、双方の合意が必要です。しかし、定型約款に関しては、①相手方にとって有利な変更の場合や、②変更が、(1)契約をした目的に反せず、かつ(2)変更の必要性や変更後の内容の相違等に照らして合理性を有する場合には、定型約款を変更する旨を定めること、実際に変更する場合に任を免責させる条項、③商品を購入更でできることが明記されました。①に該当するケースは、例えば、

① 著しく高額な違約金を定める条項、② 定型約款を準備した側の故意・重過失による損害賠償責任を免責させる条項、③ 商品を購入更でできることが明記されました。①に該当するケースは、例えば、

① 著しく高額な違約金を定める条項、② 定型約款を準備した側の故意・重過失による損害賠償責任を免責させる条項、③ 商品を購入更でできることが明記されました。①に該当するケースは、例えば、

時事ニュース ～平成30年通常国会で成立した法律・法改正～

平成30年通常国会では、複数の重要な法律・法改正が成立しました。働き方改革関連法、統合型リゾート（IR）実施法、TPP11関連法、成人年齢を18歳に引き下げる民法改正の他にも、配偶者の居住権の保護等が盛り込まれた相続法に関する民法改正等や、柔軟な権利制限規定を整備する著作権法改正なども行われています。

このうち、当ニュースレターでは、今回は相続法に関する民法改正等、次回は働き方改革関連法について、具体的な内容をご紹介します。働き方改革関連法については、ニュースでも高度プロフェッショナル制度の創設が取り上げられることが多かったですが、それ以外にも様々な内容を含んでいますので、次回のニュースレターをご確認頂きますと幸いです。

相続法に関する民法改正等の概要

「時事ニュース」でもご紹介したとおり、相続法に関する民法改正等が成立し、本年7月13日、公布されました。そこで、主な改正点について、ご紹介します。

【配偶者の居住権の保護】

① 配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合、遺産分割が終了するまでの間、無償でその建物を使用できるようになります（配偶者短期居住権）。

② 配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利が創設され、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者にその権利を取得させることができるようになります（配偶者居住権）。

③ 婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があった（遺産分割における）

【遺産分割等に関する見直し】

④ 婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があった（遺産分割における）

【遺留分制度に関する見直し】

遺贈や生前贈与によって、特定の者だけに財産が遺された場合で

いて、遺産と扱う必要はない）ものと推定されるようになります。④ 相続された預貯金について、生活費や葬儀費用の支払等への対応のため、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度が創設されます。

【遺言制度に関する見直し】

遺言には、(1)遺言者が全文を自署しなければならぬ自筆証書遺言、(2)公証役場で作成する公正証書遺言等の種類があります。

⑤ このうち、自筆証書遺言については、作成時の負担軽減のため、自筆ではない財産目録を添付して、作成することも可能となります。

⑥ 自筆証書遺言を、申請があった場合に、法務局が保管する制度が創設されます。法務局で保管された遺言は、相続発生時の裁判所での検認の手続も不要となります。

【相続人以外の者の貢献を考慮するための方策】

被相続人の介護等に貢献した者がいる場合、相続人については、その貢献が、「寄与分」として考慮される場合があります。

⑧ 改正後は、子の配偶者等、相続人以外の親族についても、一定の要件の下、相続人に金銭請求を行うことができるようになります。

【施行日】

⑤は平成31年1月13日、①②⑥は公布の日から2年以内、それ以外は公布の日から1年以内と定められています。

あっても、兄弟姉妹以外の法定相続人には、最低限の取り分（遺留分）が認められています。

⑦ 従来、遺留分の請求は、現物返還（例えば、不動産であれば共有状態になる）が原則でしたが、改正後は、金銭での価額弁償のみが認められることとなります。

【相続人以外の者の貢献を考慮するための方策】

被相続人の介護等に貢献した者がいる場合、相続人については、その貢献が、「寄与分」として考慮される場合があります。

⑧ 改正後は、子の配偶者等、相続人以外の親族についても、一定の要件の下、相続人に金銭請求を行うことができるようになります。

【施行日】

⑤は平成31年1月13日、①②⑥は公布の日から2年以内、それ以外は公布の日から1年以内と定められています。

解雇・労働関係の終了に関する

セミナー開催のお知らせ

7月25日(水)に、弊所主催のセミナー「事例から見るセクハラ・パワハラ対策」を無事開催することができ、おかげさまで多数のお客様にお越しいただきました。ありがとうございました。

次回は、10月に「解雇・労働関係の終了に関するセミナー」を開催することを予定しておりますので、ご興味のある方はぜひご参加いただければ幸いです。詳細につきましては別途ご案内状をご送付申し上げます。

【開催予定日時】 2018/10/17(水) 15:30～17:30(開場 15:10)
【会場】 JAビルカノフランス(3階 会議室 302)



「事例から見るセクハラ・パワハラ対策セミナー」の様子

事務局便り

翠江堂の「いちご大福」

今回の事務局便りでは、今津をはじめ所員皆が大好きな翠江堂の「いちご大福」をご紹介します！翠江堂は中央区新川の和菓子屋さんで、弊所が入所している大手町ビル地下2階にも店舗があります。

翠江堂のいちご大福、いちごが主役と言えるくらい贅沢な大粒いちごが使用されていて、一口食べると、とろけてしまいそうなほどやわらかい食感のお餅に思わず感動を覚えます。お餅、優しい甘さのこしあん、みずみずしい、毎の齏味がマッチしておりまさに絶品です！大手町ビルにお越しの際は、翠江堂の「いちご大福」をぜひご賞味ください。(事務局)

